

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

佐賀国民年金 事案 467

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年6月まで

A事業所を退職した後、昭和56年4月に父が私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれた。

昭和56年5月に結婚した後、しばらくの間は国民年金に加入しなかったが、57年7月に国民年金の加入手続を行った際、56年5月から57年6月までの保険料を一括して約8万円程支払った。

申立期間が国民年金の未納及び未加入の期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同番号の前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和57年7月に払い出されたことが確認でき、これ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和56年4月の1か月間については、申立期間当時、国民年金の未加入期間であったものが、B町（現在は、C市）への転入時における申立人に係るオンライン記録の整理により、平成2年4月9日に国民年金資格取得（昭和56年4月1日）及び資格喪失（同年5月17日）の記録が追加されたものであることから、申立期間当時、国民年金未加入となっている同期間の保険料納付書が作成されたとは考え難く、申立人は同期間の保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和56年5月から57年6月までの期間については、申立期間当時、申立人の夫が共済組合の組合員であるため、妻である申立人は国民年金の任意加入対象者となり、申立人は、制度上、さかのぼって国民

年金の被保険者となることはできず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年2月まで

私は、20歳になった時、A学校の学生であったが、国民年金は強制加入と聞いて、父がB市役所で国民年金の加入手続と保険料の免除申請を同時に行ってくれた。

申立期間当時、母の病気により父の収入だけでは生活が厳しいため、国民年金保険料の免除を認めてもらったと記憶している。

弟には20歳の学生の時から国民年金の加入記録があるのに、私には国民年金の加入記録がないので、申立期間を国民年金の保険料免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が平成2年7月に国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間の国民年金保険料の免除申請をしたと申し立てているが、B市の記録及びオンライン記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、ほかに申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人には、申立期間以外にも国民年金未加入期間があり、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除決定通知書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 1 日から 44 年 10 月 31 日まで
(A社)
② 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 10 月 31 日まで
(B社)
③ 昭和 61 年 3 月 30 日から 62 年 1 月 30 日まで
(C社D支店)

昭和 41 年 11 月から 44 年 10 月までの期間、E市内のA社に勤務した。

昭和 45 年 11 月から 46 年 10 月までの期間、F町(現在は、G市)内のB社に勤務した。

昭和 61 年 3 月から 62 年 1 月までの期間、E市内のC社D支店に勤務した。

いずれの申立期間も勤務していたことに間違いがないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る適用事業所名簿によると、同社は昭和 54 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、適用事業所でないことが確認できる。

また、当時のA社の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 10 月であり、それ以前に勤務していた社員は厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①における給与明細書等を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、当時のB社の事業主は、「事務員はすべて女性であり、申立人についての記憶は無い。」と供述している。

また、申立人が姓のみを記憶する同僚二人について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間②において、同姓の被保険者は存在しないことが確認できる。なお、当該期間以降において、同一姓の者二人の厚生年金保険の加入記録を確認できたが、このうちの一人は申立人についての記憶が無いと供述しており、残りの一人は所在が不明のため供述を得ることができなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無い上、同社は、既に廃業し、関連資料を得ることができない。

このほか、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人が記憶する同僚の供述により、申立人がC社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、「C社では、厚生年金保険への加入について、すぐ加入してほしいと依頼する社員もいたし、控除額が大きいので加入しないと申し出た者もいた。」と供述している。

また、C社は、当時の人事台帳及び賃金台帳等を保管しておらず、申立人は、申立期間③に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③のうち、昭和61年4月から同年12月までの期間について、申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 12 月 8 日まで
(B 事業所 C 支店 D 営業所)

高校を卒業して 1 年間 E 学校に通い、昭和 52 年 4 月に A 事業所に就職し、5 年間ほど勤務したと思う。同事業所の店舗は F 市内に 3 店あり、経営者の妹が事務を担当しており、勤めていた期間は厚生年金保険に加入していたと思う。

昭和 58 年 5 月ごろから、B 事業所 C 支店 D 営業所に勤務した。C 支店では経営者の親子が給与計算や届出事務をしていたと思う。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の記録から、申立人が、昭和 54 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 30 日までの期間において A 事業所に勤務したことが確認できるとともに、申立人の記憶及び同僚の供述から、昭和 52 年 4 月から 54 年 4 月 1 日までの期間において申立人が同事業所に勤務したことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A 事業所は、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A 事業所の同僚は、「A 事業所に勤務して 20 歳になった時、国民年金手帳が送られてきたので、国民年金を納付し始めたのを覚えている。国民健康保険税も自分で支払っていたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該同僚は同事業所に勤務していた期間（昭和 53 年 7 月ご

ろから 57 年 2 月ごろまで) の厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間②において B 事業所 C 支店 D 営業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B 事業所 C 支店及び同支店 D 営業所は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B 事業所 C 支店の申立期間当時の事業主は、「B 事業所 C 支店 D 営業所は、当時、個人事業所であった。同営業所を含む 6 店舗で営業していたが、いずれの店舗も厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員は誰も厚生年金保険に加入していなかった。また、厚生年金保険料を控除することもなかった。」と供述している。

さらに、B 事業所 C 支店 D 営業所で申立期間②当時、事務を担当していた同僚は、「申立人は昭和 58 年ごろから数年間、D 営業所に勤務したと思われる。私が 50 年に同営業所に勤務した時、事業主から厚生年金保険には加入していないと言われたのを記憶している。私は、20 年間同営業所に勤務したが、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金保険料を納付していた。同営業所では誰も厚生年金保険に加入していないと思う。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は無く、昭和 50 年 8 月から国民年金に加入し、51 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。